

## 電気通信市場検証会議

## 「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」開催要綱（案）

## 1 目的

本会合は、「電気通信市場検証会議」の下に開催されるワーキンググループとして、電気通信事業者による帯域制御の実施、ゼロレーティングサービスの提供等について、各ガイドライン（「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」及び「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」）との整合性や対応状況に関する情報の収集・確認、帯域制御の実施やゼロレーティングサービスの提供等による電気通信市場（コンテンツ市場）・利用者への影響などの把握・分析、その他ネットワーク中立性に関する課題等について評価・検証を行うことを目的とする。

## 2 名称

本会合は、「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」と称する。

## 3 検討事項

- （１）電気通信事業者による帯域制御の実施、ゼロレーティングサービスの提供等に関する各ガイドラインとの整合性や対応状況について
- （２）事業者の対応による電気通信市場（コンテンツ市場）への影響や、利用者への影響について
- （３）その他

## 4 構成及び運営

- （１）本会合の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- （２）主査は、本会合を招集し、主宰する。
- （３）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- （４）主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- （５）本会合の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- （６）主査は、必要に応じ、必要と認める者を本会合の構成員として追加することができる。
- （７）主査は、必要に応じ、オブザーバーを招聘することができる。
- （８）主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- （９）その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

## 5 議事・資料等の扱い

- （１）本会合は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- （２）本会合で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲

載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。

## 6 その他

本会合の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課がこれを行うものとする。

(別紙)

電気通信市場検証会議「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」構成員名簿  
(敬称略、五十音順)

【構成員】

江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授

大橋 弘 東京大学公共政策大学院 院長

柿沼 由佳 公益社団法人全国消費生活相談員協会  
消費者教育研究所／IT研究会 研究員

実積 寿也 中央大学 総合政策学部 教授

中尾 彰宏 東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授

中村 修 慶應義塾大学 環境情報学部 教授

(主査) 林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授

森 亮二 英知法律事務所 弁護士

【オブザーバー】

帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会